

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年2月17日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成27年6月9日（火）午前3時頃、市道遠石三丁目2号線終点付近において、市道に隣接した周南緑地に自生する樹木が倒れ、駐車中の相手方車両に当たり、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥149,800-

2 専決処分の年月日

平成28年2月1日

(参 考)

事 故 状 況 図

